

令和 8 年度大阪市入札契約制度改善検討委員会

1 日時 令和 8 年 7 月 8 日（水）午後 3 時 00 分～

- 2 議題
- (1) 労務費ダンピング調査の実施について
 - (2) 測量・建設コンサルタント等業務におけるスライド制度の導入について
 - (3) 業務委託におけるスライド制度の導入について

議題 1

労務費ダンピング調査の実施について

令和 6 年 6 月に第三次・担い手 3 法が改正されたところであるが、当該改正のうち、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第 12 条及び第 13 条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

これを受け、本市において工事費内訳書の取り扱いを変更したところであるが、今後の取り組みとして、次のとおり労務費ダンピング調査を実施するものである。

1 概要

「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」を改正し、落札候補者が提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上となっているかの確認を行う。「一定水準」を下回る場合には「理由書」の提出を求め、その理由の確認を行う。

なお、合理的な理由が確認できなかった場合には、当該落札候補者等に対して書面により注意喚起を行った上で、建設業法第 40 条の 4 に基づく調査を行う者（建設 G メン）への通報を行う。

- ・対象案件：予定価格 6 億円超の案件

- ・一定水準：当該工事の直接工事費の本市積算額に「0.97」を乗じた額（国に準拠）

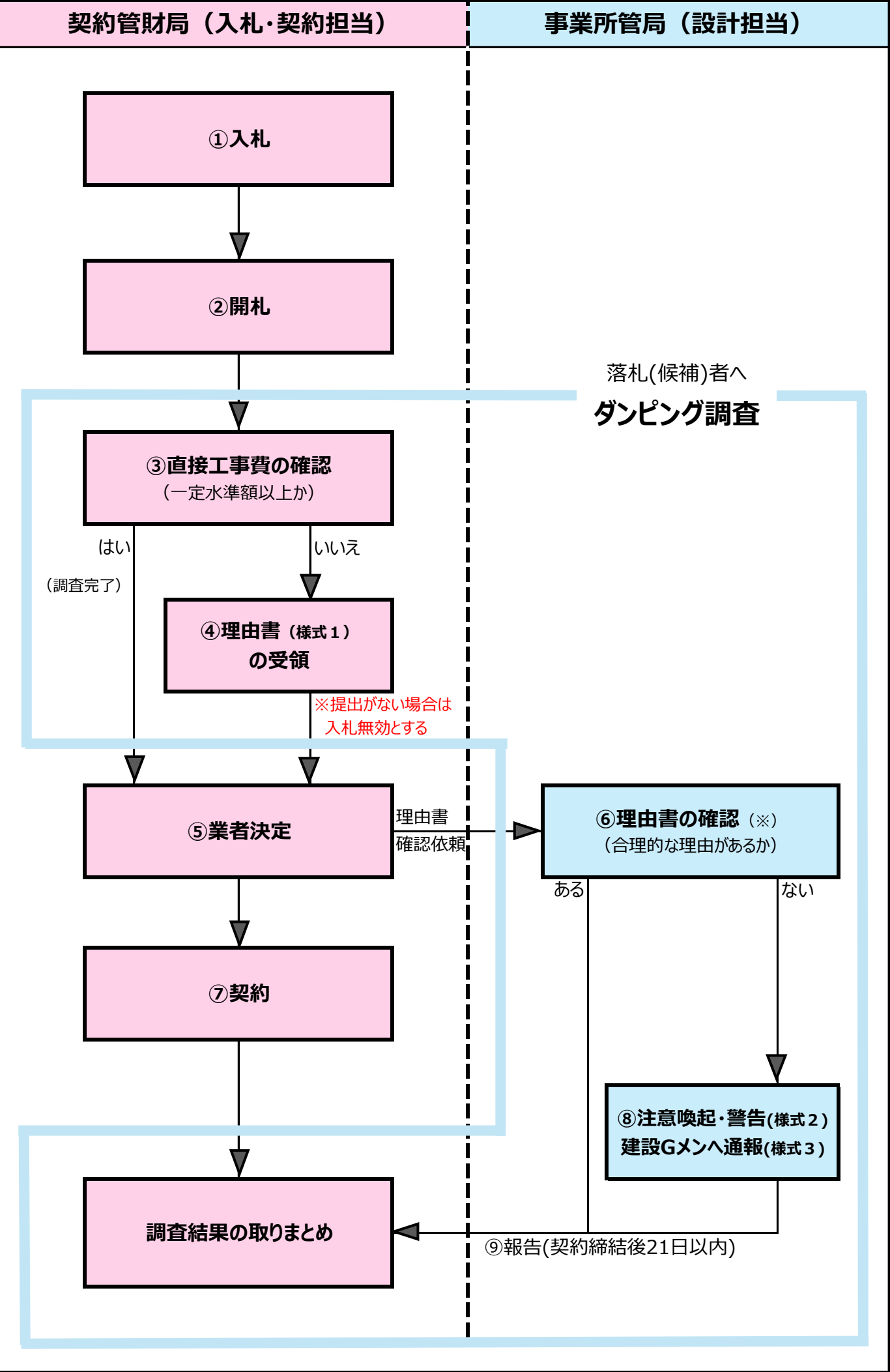
なお、建築工事（建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む）の場合は、直接工事費の一部に、土木工事で現場管理費として扱われる項目が含まれるため、この額を控除した上で係数を乗じる。（現場管理費相当額は直接工事費の 10%）

- ・事務フロー：別紙のとおり

2 適用時期

令和 8 年 10 月 1 日（施行日以後に発注する案件に適用する）

労務費ダンピング調査フロー（案）



(説明)

- ①入札参加者は、入札書提出時に、材料費、労務費等を記載した工事費内訳書を提出
- ②開札
- ③契約管財局（入札・契約担当）において、落札候補者の工事費内訳書に記載されている直接工事費が一定水準以上となっているかの確認
（一定水準以上）⇒調査完了
（一定水準未満）⇒「理由書」徴取
- ④契約管財局（入札・契約担当）において、一定水準を下回る場合には、資格審査資料とあわせて「理由書」の提出を求める
→「理由書」の提出がない場合は、当該入札を無効とする（入札説明書に明記すること）
- ⑤直接工事費が一定水準を下回る場合、業者決定後、落札業者の「工事費内訳書」及び「理由書」を添付のうえ、契約管財局（入札・契約担当）から事業所管局（設計担当）へ確認を依頼
- ⑥事業所管局（設計担当）において、理由の確認
（合理的な理由あり）⇒調査完了
（合理的な理由なし）⇒注意喚起・警告の文書を発出の上、建設Gメンへ通報
- ⑧ダンピング調査様式（Excelファイル）に必要事項を入力し、様式2及び様式3を作成
決裁等の手続きの上、文書発出及び通報（通報先：kkcr-nyukeitekiseika@mlit.go.jp）
- ⑨調査完了後、事業所管局（設計担当）から契約管財局（入札・契約担当）へ、契約締結後21日以内に調査結果を報告（報告先：契約管財局持ち込み案件の場合はdb0002@city.osaka.lg.jp、専決契約の場合は所属の契約担当）
※報告に当たっては、ダンピング調査様式（Excelファイル）を送付する

※必要に応じてヒアリングを実施
※低入札価格調査を実施する場合は、当該調査期間中に理由書の確認を行う

令和 年 月 日

大阪市契約担当者 様

所 在 地

商号又は名称

役職・氏名

理 由 書

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

- ☐ 一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ☐ 発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ☐ 過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ☐ 下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。
- ☐ その他（理由の詳細を記入）

※該当する理由の**全てにチェック**してください。

※当てはまる項目がない場合には、その他欄に理由の詳細を記入してください。

〔参考〕想定される回答例

「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン」より抜粋

①合理的な回答（例）

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法（又は新技術・新工法、ICT施工等）での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が一部材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

等

②合理的ではない回答（例）

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・本来必要となる工事費用に想定落札率を乗じて算出した。
- ・根拠なく概算で算出した。

等

令和 年 月 日

株式会社□□建設
代表取締役 ○○ ○○ 様

大 阪 市 ■ ■ 局 ■ ■ 部
◆ ◆ 課 長 ● ● ● ●

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

次の工事における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

対 象 案 件 : _____

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費（労務費）が適正な賃金を支払う ために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

【担当】

大 阪 市 ■ ■ 局 ■ ■ 部
◆ ◆ 課 （ ◆ ◆ グループ ）
● ● 、 ● ●

TEL：06-****-****

令和 年 月 日

近畿地方整備局
入札契約適正化相談窓口
御担当者 様

大 阪 市 ■ ■ 局 ■ ■ 部
◆ ◆ 課 長 ● ● ● ●

「労務費ダンピング調査」の結果について

本市発注工事の入札案件において、労務費ダンピング調査を行った結果、提出された工事費内訳書の直接工事費が「一定水準」を下回っており、理由書によりその理由の確認を行いました。十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでしたので、次のとおり報告します。

記

通報者	
発注機関名	大阪市
担当部局名	■■局■■部◆◆課（◆◆グループ）
担当者	●●
連絡先	06-*****-****
当該入札参加者	
商号又は名称	
主たる事務所の所在地	
代表者氏名	
建設業の許可番号	
対象案件	
工事名称	
開札日	
予定価格（税抜）	
当該入札金額（税抜）	
応札率	
「一定水準」の考え方	本市積算額の直接工事費に「0.97」を乗じた額
添付資料	・ 工事費内訳書
	・ 金入設計書
	・ 理由書
	・ その他（ ）

○ 入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領

制 定 平成 14 年 6 月 1 日

最近改正 令和 ~~8~~ 年 ~~6~~ 月 ~~12~~ 日

第 1 趣旨

この要領は、調達・契約システムにより行う工事における入札のより一層の公正性、透明性を確保するため、入札者に入札金額の算定根拠となった工事費の内訳に関する書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求め、その算定根拠の確認等を行うための必要な事項を定める。

第 2 提出を求める工事費内訳書

提出を求める工事費内訳書は、本市があらかじめ書式を定め、入札参加者に交付し、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 工事名称

イ 商号又は名称

ウ 入札金額（工事価格）の内訳（入札金額に対応する内容で、本市が求める項目毎に記入のこと。）

第 3 提出期限

- (1) 公告文、入札説明書又は公示文各項の定めによる。
- (2) 上記(1)により難しい場合は、別途定めるものとする。

第 4 工事費内訳書の確認等

- (1) 提出された工事費内訳書が、公正かつ適正に見積もられていることの確認は、設計担当課等により行う。（ただし、大阪市契約管財局契約部において確認できる場合はこの限りでない。）また、確認にあたり、必要があると認められる場合は、工事費内訳書の提出者に説明を求めること及びより詳細な工事費内訳書の提出を求めることができるものとする。
- (2) (1)の確認の結果、公正かつ適正に見積が行われていない疑いのある場合は、工事費内訳書の内容等を記録し、公正入札調査委員会に報告するものとする。

第 5 落札決定等の無効

次の各号に該当する場合は、落札決定又は落札候補者決定を無効とする。

- (1) 第 2 に規定する事項の記載がない場合
- (2) 入札金額と工事費内訳書の工事価格が異なる場合
- (3) 工事費内訳書における工事費の内訳の合計金額と工事価格が異なる場合
- (4) 見積りが適切に行われなかったことが明らかな場合
- (5) 本市の指示に従わない場合

第6 労務費ダンピング調査

- (1) 予定価格が6億円を超える案件においては、落札者又は落札候補者（以下「落札者等」という。）に対して、労務費ダンピング調査を行う。
- (2) 調査に当たっては、落札者等より提出された工事費内訳書に記載されている直接工事費が一定水準以上となっているかの確認を行う。
- (3) (2)の一定水準は、当該工事の直接工事費の本市積算金額に0.97を乗じた額とする。
- (4) (2)の確認の結果、一定水準を下回っている場合は、落札者等に対してその理由の確認として理由書（様式1）の提出を求める。なお、本市の求めに対して、指定する期日までに理由書の提出を行わなかった落札者等の入札は無効とする。
- (5) (4)の理由書により合理的な理由が確認できなかった場合は、当該落札候補者等に対して書面により注意喚起を行った上で、建設業法第40条の4に基づく調査を行う者（建設Gメン）への通報を行う。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年7月1日から実施する。
- 2 この要領による改正後の入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領第2の規定は、入札に参加しようとする者を募集しない指名競争入札に付する契約にあってはこの規則の施行の日以後に入札に参加させようとする者を指名するものについて適用し、同日前に入札に参加させようとする者を指名した契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この要領は、令和8年7月1日より実施する。
- 2 この要領の規定は、施行日以後に公告する案件について適用し、同日前に公告する案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年10月1日から実施する。
- 2 この要領による改正後の取扱いは、この要領の施行日（以下「施行日」という。）以後に公告するものについて適用し、施行日前に公告した案件については、なお従前の例による。

労務費ダンピング調査の実施について

背景

国において、令和 7 年12月12日に「第三次・担い手 3 法」が全面施行され、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」第12条及び第13条の規定により、建設業者は公共工事の入札時に労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、発注者はその提出された書類の内容の確認等必要な措置を講じなければならないとされている。

これを受け、本市において令和 8 年 4 月から工事費内訳書の取り扱いを変更したところであるが、今後の取組として、次のとおり労務費ダンピング調査を実施する。

参考

入札金額の内訳（工事費内訳書）の記載内容を確認するに当たり、
労務費等の適正性を調査する方法の 1 つとして、
国から「**労務費ダンピング調査**」が示された。

※国交省：[労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン](#)

※工事費内訳書

名 称 等	工 種	単位	数量	単価(円)	金額(円) [税抜]
直接工事費計		式	1		
うち材料費					
うち労務費					
共通仮設費		式	1		
純工事費		式	1		
現場管理費		式	1		
工事原価		式	1		
うち法定福利費の事業主負担額					
うち安全衛生経費					
うち建設業退職金共済契約に係る掛金					
一般管理費等		式	1		
工事価格		式	1		

労務費ダンピング調査の実施について

▶ 令和8年10月1日～ 労務費ダンピング調査の実施

取組概要

ダンピング対策を強化するため、

労務費ダンピング調査を実施

(「入札時における工事費内訳書の提出に関する取扱要領」の改正)

改正内容（条項追加）

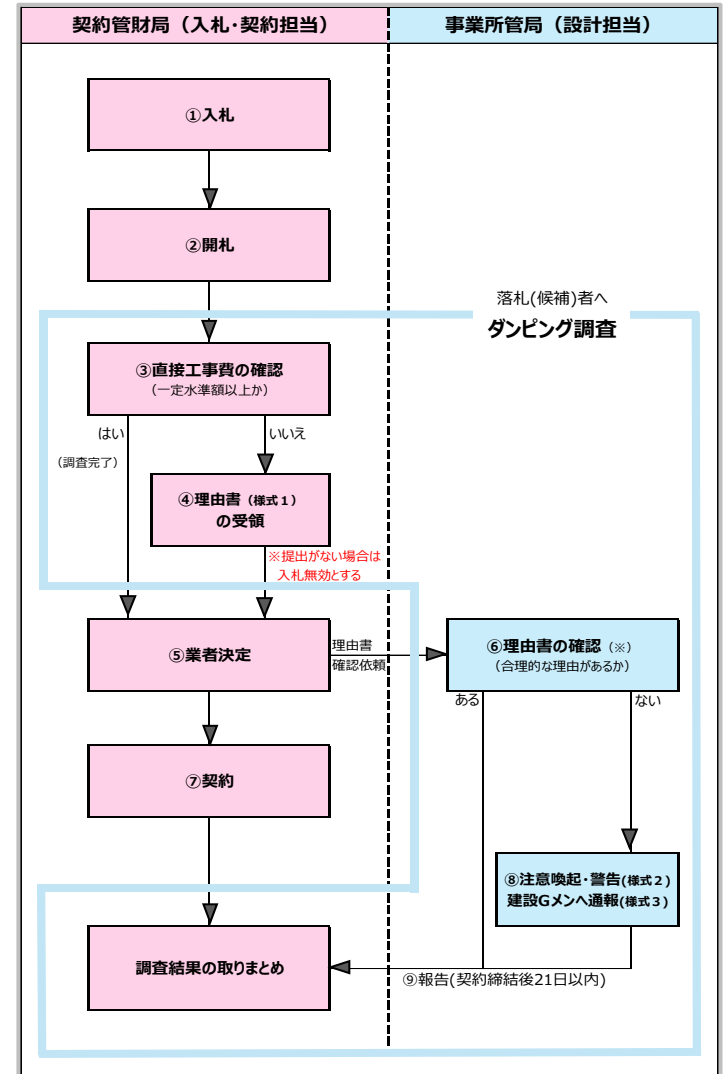
対象：予定価格6億円超の案件

- ・落札候補者が提出した工事費内訳書に記載されている直接工事費が「一定水準」以上となっているかの確認を行う。

※直接工事費（本市積算金額）に「0.97」を乗じた金額（国に準拠）

- ・「一定水準」を下回る場合には「理由書」の提出を求め、その理由の確認を行う。
- ・合理的な回答が得られなかった場合の対応として、発注者から注意喚起・警告を行ったうえで、建設Gメンへ通報する。

※フロー



議題 2

測量・建設コンサルタント等業務におけるスライド制度の導入について

昨今の物価高騰や労務単価の引き上げの状況等を踏まえ、測量・建設コンサルタント等業務において価格転嫁対策を強化するため、スライド制度の導入を行う。

1 概要

<スライド制度の対象業務>

測量・建設コンサルタント等業務（※）

登録種目	
測量・建設コンサルタント等業務	100：測量
	200：地質調査
	300：建築設計・監理
	400：設備設計・監理
	500：建設コンサルタント
	600：補償コンサルタント

※業務の着手済・未着手が明確に確認できるものとする。

<種類と条件>

全体スライド：契約日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により、業務委託料が不相当と認めたとき

インフレスライド：予期することのできない特別の事情により、履行期間内に急激なインフレーションを生じ、業務委託料が著しく不相当と認めたとき

※ただし、ともに残りの履行期間が2か月以上あるもの

<受注者負担（スライドの請求の際は控除）>

全体スライド：変動前残業務金額 × 1.5%

インフレスライド：変動前残業務金額 × 1.0%

<算定方法>

$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 15/1000 \text{ または } 1/100)]$

S増：増額スライド額

P1：業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、Z：本市積算額）

変動額		受注者負担分
変動後残業務金額 － 変動前残業務金額	－	変動前残業務金額 × 1.5%（1.0%）

2 導入時期について

令和9年4月1日以降履行開始分から（令和8年度契約分含む）

測量・建設コンサルタント等業務におけるスライド制度の導入について

測量・建設コンサルタント等業務について

(入札状況)

		令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
		入札件数	不調・不落	入札件数	不調・不落	入札件数	不調・不落
建設コンサルタント業務等		398	26 (6.5%)	375	18 (4.8%)	351	18 (5.1%)
登録種目	測量	32	0	31	0	23	0
	地質調査	33	0	33	0	28	0
	建築設計・監理	55	2	50	2	53	4
	設備設計・監理	12	1	6	1	13	5
	建設コンサルタント	260	23	250	15	227	9
	補償コンサルタント	6	0	5	0	7	0

不調 … 入札を行ったが、参加者がいない場合 **不落** … 開札を行ったが、すべての応札者が予定価格を超過して落札者がいない場合

« 主な不調・不落の原因 »

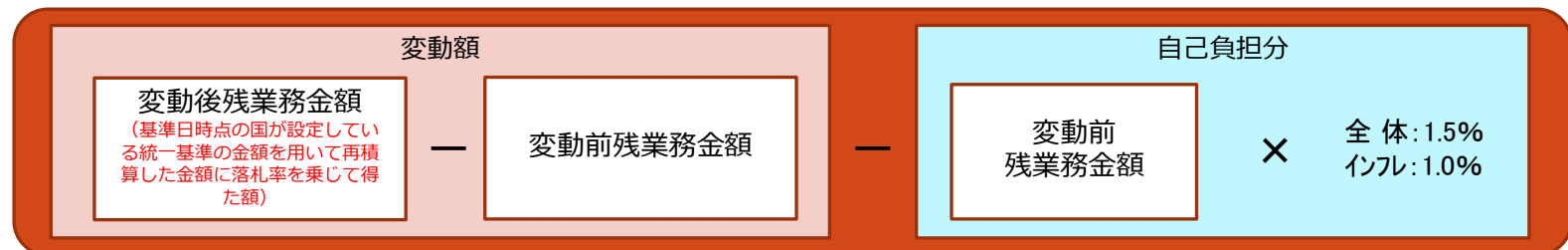
- ・業界全体の技術者不足を背景に、事業者が必要な技術者体制を確保できない（または確保コストが増大）。
- ・特に、発注件数の約 3 分の 2 を占める建設コンサルタント分野では高い専門性を持つ技術者が不可欠。

スライド制度を導入することで、

適切な賃金水準の確保が技術者等の担い手確保、入職促進につながるとともに、事業者の入札参加意欲の向上に寄与

測量・建設コンサルタント等業務契約における賃金等スライド方式案

	案	説明
適用対象	測量・建設コンサルタント業務等全般 (※) 業務の着手済・未着手が明確に確認できるものとする。	国土交通省に倣う
種類	・全体スライド ・インフレスライド	
発生条件	全体スライド：契約日から12月を経過し、業務委託料が不相当と認めたとき インフレスライド：契約締結後いつでも可能 (ただし、残りの履行期間が2か月以上あるもの)	
請求者	受注者・発注者どちらでも請求可	
算定方法	下図のとおり	
受注者負担割合	全体スライドの場合は1.5% インフレスライドの場合は1.0%	
導入時期	令和9年4月1日履行開始分（令和8年度契約分も対象）	



スライドの計算

全体スライドの場合 $S_{\text{増}} = [P2 - P1 - (P1 \times 15/1000)]$

インフレスライドの場合 $S_{\text{増}} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$

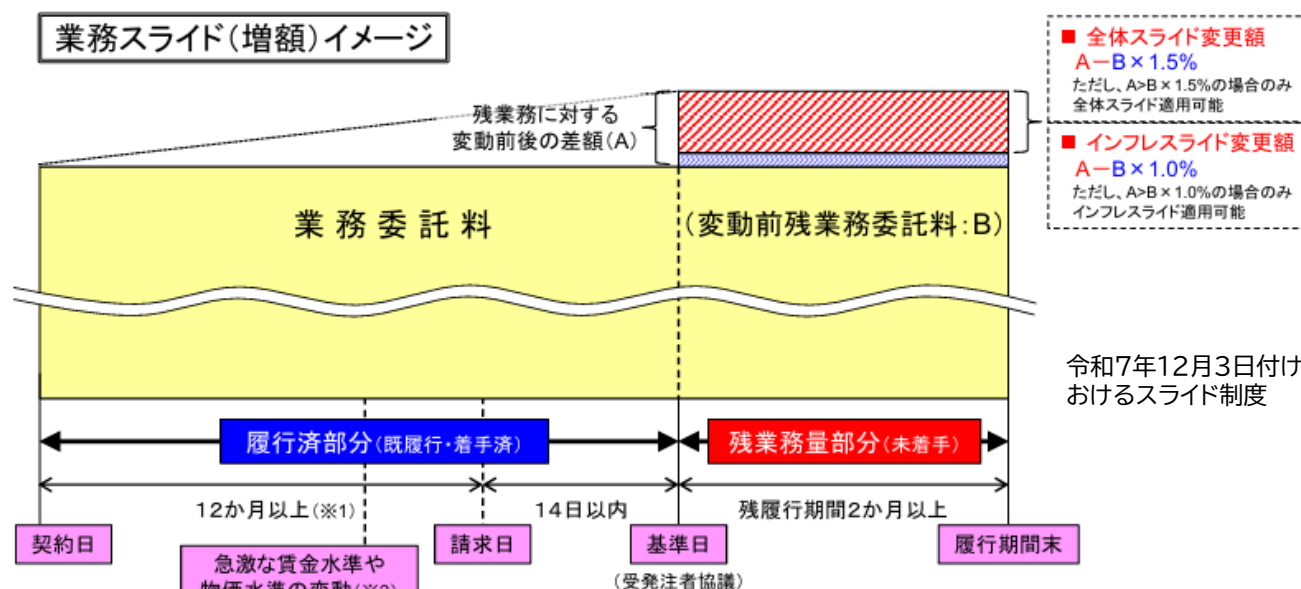
S増: 増額スライド額

P1: 業務委託料から基準日における履行済部分に相应する業務委託料を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

⇒ 基準日時点の積算基準で再積算を行う。

($P = \alpha \times Z$ 、 α : 落札率、 Z : 本市積算額)



令和7年12月3日付け国土交通省通知「国土交通省発注の業務委託におけるスライド制度（業務スライド）の試行導入について」より引用

※1: 全体スライドの場合、契約締結から12か月以上経過した業務が対象となる。

※2: インフレスライドの場合、履行期間の経過は関係なく、急激なインフレがあった場合が対象となる。

議題 3

業務委託におけるスライド制度の導入について

国土交通省が測量・建設コンサルタント等にスライド制度を導入したことを契機として、昨今の物価高騰や労務単価の引き上げの状況等を踏まえ、本市において、業務委託契約の一部において価格転嫁対策を強化するため、スライド制度の導入を行う。

1 概要

他都市の状況を踏まえつつ、予定価格を積算基準に基づき設定し、スライド額を適切に算定できる（積算の妥当性を確認できる）種目を対象に導入を進めるものとする。

<スライド制度の対象業務>

国が設定している統一基準に基づき積算を行い、複数年契約している労働集約型の案件であり、契約管財局から積算基準を用いることを通知しているもの

⇒ 清掃業務（うち庁舎清掃業務）、警備業務（うち施設警備業務） ※建築保全業務労務単価を使用して積算

<条件>

履行開始日から 12 月を経過し、業務委託料が不相当と認めたとき
（ただし、残りの履行期間が 2 か月以上あるもの）

<受注者負担>

変動前残業務金額 × 1.0%

<算定方法>

$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

S 増：増額スライド額

P 1：業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P 2：変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P 1 に相当する額

（ $P = \alpha \times Z$ 、 α ：落札率、Z：本市積算額）

変動額		受注者負担分	
変動後残業務金額	－ 変動前残業務金額	－	変動前残業務金額 × 1.0%

※履行開始後 12 か月を経過した時点から契約金額の変更請求を可能とする。

2 導入時期について

令和 9 年 4 月 1 日以降履行開始分から（令和 8 年度契約分含む）

業務委託契約におけるスライド制度の導入

業務委託の現状

- ✓ 業務委託契約においては、労務費が大半を占め、かつ履行期間が長期に渡るものもある。
- ✓ 原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえ適切に予定価格を算定しているところであるが、契約後（履行期間中）の急激な物価高騰や労務単価の引き上げの状況等を適切に価格転嫁しなければ、それらの負担を受注者に負わせることとなる。
- ✓ とりわけ、近年の最低賃金の上昇傾向を鑑みると、契約金額に含まれる人件費が最低賃金を下回るような事態も生じかねない。
- ✓ 国（総務省、公正取引委員会）からも、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の取組みを求められており、令和8年2月時点で20政令市中8市が業務委託契約にスライド制度を導入している状況である。
- ✓ 一方で、業務委託契約の中には、見積りにより予定価格を算定しているものも多数あり、それらの業務においてはスライド額を適切に算定できないといった課題がある。

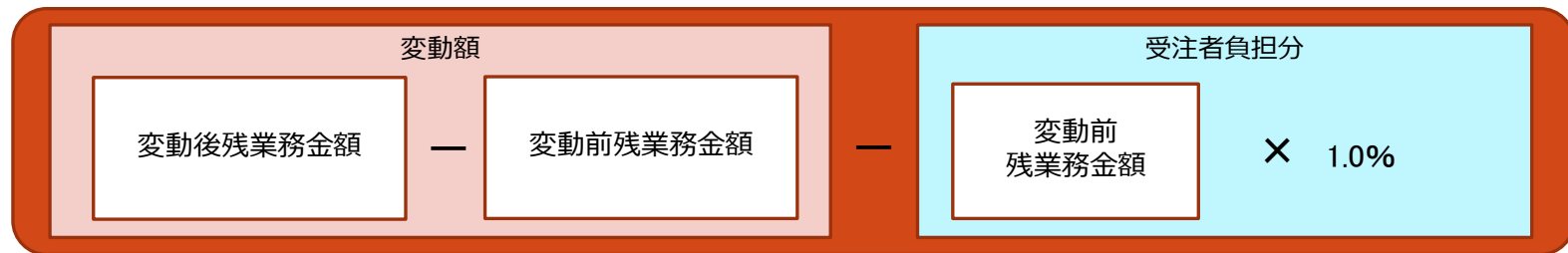


まずは、予定価格を積算基準に基づき設定し、スライド額を適切に算定できる（積算の妥当性を確認できる）種目の業務委託についてスライド制度を導入することとする。

※その他の業務委託については引き続き検討する。

業務委託契約におけるスライド制度の導入

適用対象	清掃業務(うち庁舎清掃業務)、警備業務(うち施設警備業務)
	① 国が設定している統一基準※に基づき積算を行い (積算の妥当性を確認できるため) ② 複数年契約している労働集約型の案件であり ③ 契約管財局から積算基準を用いることを通知しているもの (※ 例: 建築保全業務積算基準、土木工事事費積算基準、公共建築工事積算基準など)
導入時期	令和9年4月1日履行開始分(令和8年度中契約、令和9年4月履行開始も対象)
種類	全体スライド
発生条件	履行開始日から12月を経過し、業務委託料が不相当と認めたとき (ただし、残りの履行期間が2か月以上あるもの)
請求者	受注者・発注者どちらでも請求可
算定方法	下図のとおり
受注者負担割合	1.0%



今後、適用状況について検証するとともに、統一的な積算基準(所属による独自積算など)を用いている他の労働集約型の案件への拡充の可否を検討していく。

スライドの計算

全体スライド $S_{\text{増}} = [P2 - P1 - (P1 \times 1/100)]$

S増: 増額スライド額

P1: 業務委託料から基準日における履行済部分に相応する業務委託料を控除した額

P2: 変動後(基準日)の賃金又は物価を基礎として算出したP1に相当する額

⇒ 基準日時点の積算基準で再積算を行う。

($P = \alpha \times Z$ 、 α : 落札率、 Z : 本市積算額)

参考

